地区行動目標：「原点を知り、考える」クラブスローガン：「協力し合い、楽しもうクラブライフを！」

国際ロータリー第2790地区
第3分区A
千葉西ロータリークラブ

The 40th anniversary memory

WEEKLY COMMUNICATION

創　立　1976年1月20日　承　認　1976年2月25日
会　長　野口正夫　幹　事　藤崎泰裕
例会場　千葉スカイウインドウズ 東天紅　センシティタワー23階
TEL 043-238-5555
例会日　毎週火曜日 12:30～
事務局　千葉市中央区新田町12-1　トーシン千葉ビル7階
TEL 043-245-3202　FAX 043-245-7522
E-mail：chibawestrc@wrpc.co.jp
URL：http://www.chibawest-rc.net/

会長挨拶

■野口正夫 会長

みなさん、こんにちは。本日は卓話にて公益財団法人千葉県暴力団追放会議専務理事の佐々木様をお招きしております。現代の社会において反社会的勢力の団体の方々が善良な市民や国民を及ぼす影響について、なぜ県警や警視庁がそれらを改善することができないのか？また街の至る所でも反社会的勢力の方々が道の真ん中を歩き善良な私たち市民が道の端を歩かなければいけないのか？今後私たち善良な国民、市民が安心して生活を送れるようぜひともアドバイスをいただきたいと思います。短い挨拶ですが本日は楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

■四つのテスト／黒川厚雄 会員

「言行はこれに照らしてから」
1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなの為になるかどうか

■本日のお客様

佐々木壽逸 様（ゲストスピーカー・公益財団法人千葉県暴力団追放会議専務理事）

■ゲストスピーカー

佐々木壽逸 様　演題　「暴力団排除活動について」　紹介者 / 川島義美会員

千葉県暴力団追放県民会議は「暴力団を恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない」の暴力団追放三無い運動を推進しています。
市民（社会）と暴力団とのトラブルによる県民会議の事業は暴対法に基づいていますが、特に、暴力団からの被害者救済には、県民会議と警察・弁護士会の三者が協定を結んだ民暴110協定制度を適用し、刑事・民事両面での対抗措置や警察による保護対策、弁護士や県民会議による、賠償請求や訴訟支援などを行っております。

1・県民会議について紹介
平成元年、県・市町村・民間有志の出資金で設立され、平成4年に暴力団対策法で暴力追放運動推進センターに千葉県公安委員会から指定されました。平成22年に公益財団法人に移行し、昨年、国家公安委員会から、県民会議が原告となって指定暴力団事務所使用差し止め請求等の訴訟を行うことができる、適格都道府県センターに認定され、住民が直接訴訟の矢面に立つ不安や、暴力団からの直接の脅威が軽減されることになりました。
暴力団追放センターとしての活動は、各種資料を利用し安心安全な市民活動をできるように市民が利用できることです。

2・暴力団情勢と対策について
全国暴力団勢力は昨年末約53,500人で、千葉県内には約2,000人おり、住吉会、双愛会で約9割を占めています。
昨年の暴力団検挙人員を罪種別にみると、覚せい剤・傷害・詐欺・窃盗の順で、詐欺と窃盗が初めて

「2面へつづく」